

川崎市母子保健事業広告付物品無償提供事業者選定審査委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 母子保健事業における広告付物品を調達するにあたり、広告付物品の無償提供者(以下「事業者」という。)のプロポーザル方式による選定を公正かつ適正に実施することを目的として、川崎市母子保健事業広告付物品無償提供事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会に次の表の左欄に掲げる委員を置き、同表の右欄に掲げる事項を所掌する。

委員	所掌事務
こども未来局こども支援部長 こども未来局総務部庶務課長 こども未来局こども支援部こども家庭課長 こども未来局こども支援部こども保健福祉課長	事業者の選定等に関すること。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、こども未来局こども支援部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、こども未来局総務部庶務課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事業者の選定及び選定基準)

第6条 委員会は、事業者の選定を行うときは、別に定める評価基準に基づき、事業者の提案内容について評価を行い、事業目的に最も適した提案を行ったと認められる事業者を選定するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来局こども支援部こども保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年11月1日から施行する。

(川崎市母子保健事業広告付物品提供事業者選定審査委員会設置要領の廃止)

- 2 川崎市母子保健事業広告付物品提供事業者選定審査委員会設置要領（平成21年10月9日21川市こ家第881号）は、廃止する。